

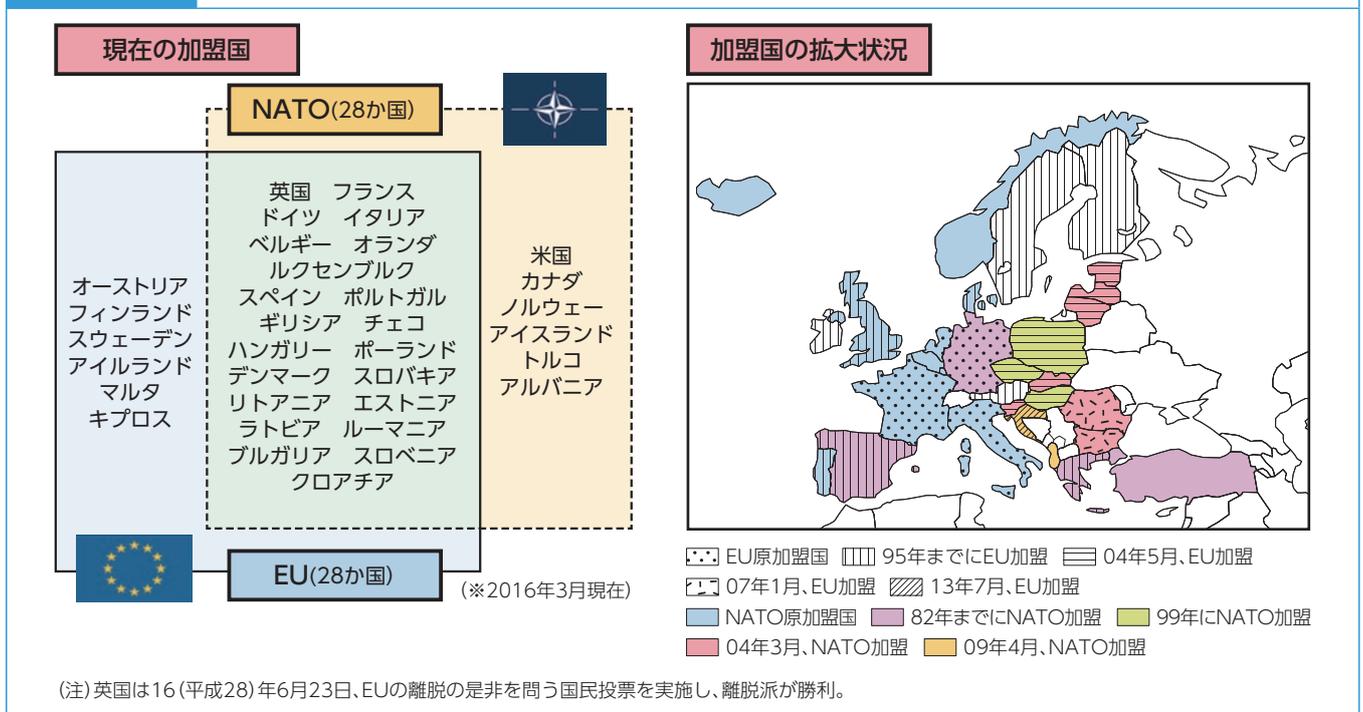
第8節 欧州

1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識される一方で、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題が生起してきた。特に、国際テロリズムに関しては、15（平成27）年11月のパリ同時多発テロや16（同28）年3月のブリュッセル連続テロなど、各国国内におけるテロとみられる事案の発生を受け、その対応が急務となっている¹。また、近年においては、厳しさを増す財政状況が各国の安全保障・防衛政策に大きな影響を及ぼしてきている中、ウクライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背景とした現状変更や、い

わゆる「ハイブリッド戦」に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。さらに、10（同22）年から12（同24）年にかけて、アラブ世界で広がった民主化運動「アラブの春」以降、弾圧や迫害を逃れて自国を脱出する人の数が急増していることを背景に、中東地域などからの難民が増え続けている。特に昨年以降はシリア内戦の長期化に伴い、欧州に流入する難民・移民の数が急増し、国境の安全確保が課題となっている。こうした課題・状況に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構（NATO）North Atlantic Treaty Organization や欧州連合（EU）European Union といった多国間の枠組みを更に強化・拡大²しつつ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



1 フランスやベルギー、デンマークなどではテロ事件やテロ未遂事件が発生し、各国は警備体制の見直しや入国管理の強化などの対策を行っている。I部3章1節参照

2 NATOは、欧州・大西洋地域全体の安定を目的として、中・東欧地域への拡大を継続しており、15（平成27）年12月にNATOの外相理事会はモンテネグロに加盟招請を行った。今後加盟が実現すれば、NATOの加盟国拡大は09（同21）年のアルバニアとクロアチア以来となる。現在、マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナの2か国が、将来的に加盟国となる準備を支援するプログラムである「加盟のための行動計画」（MAP：Membership Action Plan）への参加（ボスニア・ヘルツェゴビナは条件付で）を認められている。ウクライナ、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン及びモルドバの6か国については、NATOとの政治的な協力関係を深めようとする国に対し提供されるプログラムである「個別のパートナーシップ行動計画」（IPAP：Individual Partnership Action Plan）などの枠組みにおいて、欧州・大西洋地域への統合の取組を支援しており、MAPへの参加は現在のところ未定である。

貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間³・多国間⁴

での防衛・安全保障協力強化を進めている。

参照》図表I-2-8-1 (NATO・EU加盟国の拡大状況)

2 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO・EUの安全保障・防衛政策

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させた。

10 (平成22) 年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁵が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。

近年は、加盟国の国防費削減や、加盟国間、特に米国と欧州各国間の軍事能力の格差が深刻化していることなどを背景⁶に、「スマート防衛」(Smart Defence) 構想が推進されている⁷。これは、多国間協調によって、より少ない資源でより確実な安全保障を実現することを目的とした考え方である。

また、12 (同24) 年5月のNATO首脳会合では兵力連結構想 (CFI) が打ち出された⁸。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国と

の共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものであり、各国の国防費が削減される中⁹、「スマート防衛」構想とCFIを組み合わせることで、NATOの即応性と軍事能力を維持するねらいがあるものと考えられる。

ウクライナをめぐる、ロシアによる「ハイブリッド戦」の展開や、ロシア軍機によるバルト諸国を含む欧州正面の活発な「特異飛行」などを受け、NATO及び加盟国は、ロシアの脅威を再認識し、14 (同26) 年4月、ロシアとの実務協力を停止したほか、従来から行ってきたバルト上空監視ミッションの規模を拡大¹⁰するなどの対応をとった。さらに、同年9月にウェールズで開催されたNATO首脳会合では、ロシアに対しクリミア「併合」を撤回するよう要求する共同宣言や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画 (RAP) Readiness Action Plan も採択した¹¹。しかし、ロシアに対する認識については地理的近接性などを背景に加盟国において温度差がみられる一方、昨今は、テロの脅威の欧州域内への拡散やシリアなどからの難民流入増など

3 例えば、英国とフランスは10 (平成22) 年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用などに関する条約に署名した。また、14 (同26) 年1月に開かれた英仏首脳会談では、「安全保障・防衛に関する宣言文書」が採択され、対艦ミサイルの共同開発や無人攻撃機の共同研究、16 (同28) 年までに共同統合派遣部隊の運用開始を目指すことなどで合意した。このうち、無人攻撃機に関しては14 (同26) 年11月、英仏政府が無人戦闘航空システムの開発にかかる契約に合意している。

4 例えば、10 (平成22) 年9月に、フランス、ドイツ、オランダ及びベルギーの欧州4か国が、C-130やA-310といった各国の輸送機及び空中給油機約150機を共同で運用する欧州航空輸送司令部 (EATC: European Air Transport Command) を創設した。12 (同24) 年にはルクセンブルク、14 (同26) 年7月にはスペイン、12月にはイタリアが新たに参加している。

5 戦略概念 (Strategic Concept) は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、今回で7回目 (49、52、57、68、91、99及び10年) の策定となる。同文書においてNATOは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定、サイバー攻撃などを主な脅威としてあげるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協同的安全保障、の3つをNATOの中核的任務と規定している。

6 現在、NATO加盟国全体の国防費総計の約7割を米国が占めている。また、NATOは加盟国に最低でも対GDP比2%以上の額の防衛支出をすることをガイドラインとして示しているが、14 (平成26) 年は加盟国28か国中3か国 (米国、英国、ギリシャ) しかこの基準を満たしていない。

7 本構想の具体的な取組として、12 (平成24) 年5月にシカゴで開催されたNATO首脳会合では、NATOの指揮統制のもとで加盟国の迎撃ミサイルやレーダーなどを接続させ、弾道ミサイル攻撃からNATOの諸国民と領域を防衛するミサイル防衛について、暫定的な能力 (Interim Capability) を獲得したことが宣言されるとともに、無人航空機による加盟国共同での地上監視 (AGS: Alliance Ground Surveillance) システムの中心となるグローバルホーク (RQ-4) 5機の調達契約がNATO加盟13か国間で署名された。

8 本構想の具体的な取組として、14 (平成26) 年9月にウェールズで開催されたNATO首脳会合では、即応性行動計画 (RAP) が承認された。本計画はロシアの戦略による影響や中東、北アフリカから発生する脅威に対応するために示され、東部の同盟国におけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多国籍部隊であるNATO即応部隊 (NRF: NATO Response Force) の即応力を著しく強化し、2-3日以内に出動が可能な高度即応統合任務部隊 (VJTF: Very High Readiness Joint Task Force) を創設することを明らかにした。16 (同28) 年4月現在、NRFは4万人規模とされ、VJTFは同年中に運用能力を獲得する計2万人 (地上部隊5,000人を含む) の多国籍部隊となる予定である。なお、15 (同27) 年10月から11月にかけて、VJTFの機能検証などを目的とした「トライデント・ジャンクチャー」演習が実施された。

9 NATO加盟国は国防費削減が続いていたが、16 (平成28) 年1月に公表された年次報告書では、欧州の加盟国及びカナダの国防費削減は概ね停止したとした上で、国防費をさらに増加させる必要がある旨述べている。

10 04 (平成16) 年、1か国・4機態勢で開始されたNATOのバルト領空警備は、ウクライナ危機以降増強され、4か国・16機態勢で運用されていたが、15 (同27) 年9月からは2か国・8機態勢に規模が縮小された。

11 RAPの詳細については、脚注8を参照。

を受け、ISIL対策での国際的連携強化も視野に、ロシアとの関係を改善するきざしもみられる¹²。

ISILに対しては、NATOの枠組みによる軍事行動などは行われていないものの、ウェールズ首脳宣言においてはISILの暴力行為について強く非難するほか、仮にISILによる同盟国への攻撃があった場合、集団防衛の対象になることを確認している。

EUは、共通外交・安全保障政策 (CFSP) Common Foreign and Security Policy 及び共通安全保障・防衛政策 (CSDP) Common Security and Defence Policy¹³のもと、安全保障分野における取組を強化しており、03 (同15) 年に採択した初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」において、新たな脅威に対処する能力を強化し、欧州近隣地域への関与を通じてその安全保障に貢献するとともに、米国、パートナー諸国、国連などの国際機構と協力しながら、より効率的な多国間主義に基づく国際秩序の形成を先導することを目指すとしている¹⁴。

また、EUにおいても、各国における国防費削減や加盟国間の能力格差が契機¹⁵となり、加盟国間でより多くの軍事能力を共同管理し、共同使用する「プーリング・アンド・シェアリング (Pooling & Sharing)」構想が推進され、空中給油、無人機、衛星通信及びサイバー防衛などの分野における協力が進展している。EUは、本構想における全ての取組が、「スマート防衛」構想などのNATOの枠組みで実施されている活動と相互に害することなく、また補完し合うようにしている。

13 (同25) 年12月の欧州理事会 (EU首脳会



地中海において難民を救助する地中海EU海軍部隊
【EU NAVFOR SOPHIA】

議) でCSDP強化に関する決議文書が採択されたことを受け、14 (同26) 年6月、欧州理事会は「EU海洋安全保障戦略」¹⁶を採択した。また、同年11月のEU外務理事会は「EUサイバー防衛政策枠組み」¹⁷を採択した。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている¹⁸。さらに、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助¹⁹を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与を行っているほか、中東・北アフリカ諸国などと協力し、テロ対策の能力構築支援などを行うこととしている。また、15 (同27) 年11月、パリ同時多発テロを受けたフランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」²⁰を発動し、加盟国による支援表明がなされた²¹。

12 例えば、フランスは15 (平成27) 年11月の同時多発テロ後、ロシアのプーチン大統領と会談し、仏露両国軍間での情報交換などに合意した。また、英国は戦略文書SDSR2015の中でウクライナ問題はルールに基づく国際秩序を大きく変容させるものとする一方で、ロシアとはISIL問題を筆頭に協力の道を探る旨記載している。さらに、16 (同28) 年4月、NATOは大使級対話枠組みである「NATO・ロシア理事会」を約2年ぶりにブリュッセルで開催した。

13 EUは、1993 (平成5) 年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策 (CFSP) を導入した。また、1999 (同11) 年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy) をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09 (同21) 年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障・防衛政策 (CSDP) と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

14 15 (平成27) 年6月、03年以降の世界情勢の変化を分析した報告書「戦略的評価 (Strategic Assessment)」がEUとその加盟国の首脳に提出された。これを受けて首脳らは16 (同28) 年6月までに今後の外交・安全保障政策の指針となるグローバル戦略の策定を指示した。報告書「戦略的評価」は、現下の世界情勢を、①接続性、②競争性、③複雑性の観点から分析している。この報告書を受けて作成される新グローバル戦略文書は、①安全保障・防衛、②テロ・組織犯罪対策、③サイバーセキュリティ、④エネルギー・気候問題、⑤移民・難民問題、⑥人道援助・経済的繁栄の6つの政策分野について考察するとされている。

15 EUの防衛能力向上を目的とした機関である欧州防衛庁 (EDA: European Defence Agency) は、リビアにおける軍事作戦などにおいて、空中給油能力や精密誘導兵器などの不足と、これらの米国への依存が明らかになったとしている。

16 I部3章3節3項3参照

17 13 (平成25) 年2月に欧州委員会公表した「サイバーセキュリティ戦略」を実施するためのもので、①加盟国のサイバー防衛能力の向上支援、②民間機関との協力推進、③教育訓練の機会の増大などに焦点があてられている。

18 資産凍結・渡航禁止のほか、資本規制や装備品・デュアルユース品の禁輸などの措置を行っている。

19 14 (平成26)～20 (同32) 年の間に110億ユーロの支援を行うほか、ウクライナ政府からの支援要請に応じ、15 (同27)～16 (同28) 年には18億ユーロの追加支援を行うことを決定している。15 (同27) 年12月現在、そのうちの22.1億ユーロを執行済み。

20 EU基本条約第42条第7項は、EU加盟国の領土に対する武力攻撃の場合には、他の加盟国が、国連憲章第51条に従ってあらゆる援助を与えるという相互防衛義務を定めている。

21 同時多発テロ後の15 (平成27) 年11月17日、フランスのル・ドリアン国防相はEU外務理事会において、いわゆる相互援助条項の適用を求め、全会一致で合意した。同条項の適用を受け、フランスは他のEU加盟国に対し、①イラク及びシリアでの対ISIL作戦への貢献、②マリや中央アフリカなどでフランスが行っている対テロ作戦への貢献によるフランスの軍事的な負担軽減を求めた。ただし、英国及びドイツを除けば、協力内容は比較的小規模なものにとどまっている。

地中海を経由して欧州に流入する難民・移民の増加を受けて、EUは15（同27）年5月、地中海EU海軍部隊（EUNAVFOR Med）による「ソフィア作戦（Operation Sophia）を開始した。密航及び人身売買ネットワークの監視などに焦点をあてた第一段階は同年10月に終了し、密航や人身売買に使用された疑いのある船舶について、公海上で捜索、押収などを行う第二段階に移行している。

なお、16（同28）年6月には、英国でEU離脱の是非を問う国民投票が行われ、離脱派が勝利したことから、各国でもEU離脱への機運が高まる可能性があり、EUの求心力低下を含め今後の動向が注目される。

2 NATO・EUの域外における活動²²

NATOは、03（同15）年8月から、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊（ISAF）を主導していたが、14（同26）年12月に任務を終了した。International Security Assistance Force これに代わり、15（同27）年1月から、NATOはアフガニスタン治安部隊（ANDSF）に対する訓練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援任務」（RSM）を主導し、引き続き要員約1万2,000人をアフガニスタン内に展開している。Afghan National Defense and Security Forces 同年12月に行われた外相会合では、16（同28）年中のアフガニスタンにおけるNATOのプレゼンスを維持することに合意した。08（同20）年2月に独立を宣言したコソボにおいては、1999（同11）年6月以降、コソボ国際安全保障部隊

（KFOR）の枠組みで治安維持などの任務を継続している²³。Kosovo Force

EUは、03（同15）年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ民主共和国、チャド、中央アフリカに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動²⁴に積極的に取り組んでいる。13（同25）年2月からは、イスラム武装勢力などが深刻な脅威となっているマリにおいて、マリ軍の訓練と再編を支援する訓練ミッションを実施している。また、14（同26）年1月、情勢の混乱が継続している中央アフリカに対して、治安維持部隊の派遣を決定し、同年4月に活動を開始したが、15（同27）年3月には任務を終了し、同月、中央アフリカの治安部門改革準備を支援するEUMAMを開始した。

また、NATO及びEUは、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動に積極的に関与している。NATOは、08（同20）年10月以降、加盟国の海軍から構成される常設海上部隊（SNMG）の艦船を同海域に派遣して海賊対処活動に従事させており、09（同21）年8月以降行っている「オーシャン・シールド作戦」では、艦船による海賊対処活動に加えて、要請があった国に対して海賊対処能力強化の支援を行うことも任務としている。EUは、08（同20）年12月から初の海上任務となる同海域での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている²⁵。Standing NATO Maritime Group

²² NATOが主に軍事作戦を行ってきたのに対し、EUは文民ミッションを数多く行ってきた。他方、EUも、NATOが介入しない場合に平和維持任務などを主導するため、EUバトルグループ（戦闘群）を各国による輪番制で待機させている（各国軍の規模により当番国の数は変動）。また、両者の役割分担は、個別の活動ごとに決定されているとみられる。

²³ 13（平成25）年7月、NATOは、コソボ治安部隊（KSF：Kosovo Security Forces）が、現在有する任務について、NATOの基準に沿った完全運用能力を有したと発表した。

²⁴ ペーターズベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

²⁵ EUは、この地域における海賊対処のため、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「アフリカの角EU地域海上能力構築ミッション」も実施しており、包括的アプローチのもと、海賊対処だけでなく、沿岸警察分野や司法分野の能力の構築・強化などにも取り組んでいる。

3 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃による脅威を受け、15（平成27）年11月、キャメロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直し（NSS・SDSR2015）」を発表した。「NSS・SDSR2015」は国家・非国家主体の双方からの脅威に英国は直面しているという認識のもと、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サイバー脅威を含む技術的発展、及びルールに基づく国際秩序の浸食の4点を今後10年間英国が取り組むべき課題と位置付けた。前回の「SDSR2010」では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを行った²⁶が、「NSS・SDSR2015」においては、国防費の削減に歯止めをかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整備のため、明確に国防力増強を打ち出している²⁷。また、英国は国際社会における主要プレーヤーであり続けることを全面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応性・機動性の高い装備調達、部隊編成などを推進するとした²⁸。

英国は、14（同26）年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメ

ルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15（同27）年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している²⁹。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR2015」の中で、アジア太平洋は英国にとって重要な経済的機会を提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来における一体性・信頼性に大きな影響を与える地域であるとの認識を示し、日本をはじめとする安全保障パートナーとの協力を重視する姿勢を示している。特に、日本については、アジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと位置づけている。こうした考えのもと、同地域においてはフィリピンへの災害支援である「オペレーション・パトウィン」の実施や多国間共同訓練「リムパック」に参加しているほか、日本との親善訓練を行っている³⁰。

なお、16（同28）年6月、EUからの離脱の是非を問う国民投票で離脱派が勝利したことを踏まえ、今後の安全保障・防衛分野を含む各種の影響が注目される。

2 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、人員の削減や基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代

26 国防費については、14（平成26）年度までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとし、人員については、15（同27）年までに海軍5,000人、陸軍7,000人、空軍5,000人の兵力削減のほか、主力戦車の40%削減などが決定された。その後、13（同25）年7月に公表された陸軍改編計画「Army 2020」においては、20（同32）年までに陸軍の現役兵員数を10万2,000人から8万2,000人に削減、一方、18（同30）年までに予備役兵員数を1万5,000人から3万人に増加するとしていた。

27 NSS・SDSR2015では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持継続し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額するとしている。

28 2個タイフーン航空隊を追加し、新たな空母から運用可能なF-35飛行隊を新編、最大5,000人規模の2個攻撃旅団を新編、25（平成37）年までに約5万人からなる遠征軍部隊を海外展開できるよう体制整備するとしている。

29 16（平成28）年3月時点で、英国はトルネード戦闘機10機、タイフーン戦闘機6機を動員している。

30 英国の海洋安全保障戦略についてはI部3章3節4項参照。

議会で成立し、装備関連予算の増大、防衛産業能力の保持などが定められた³²。

フランスは、14 (同26) 年9月以降はイラクにおいて、15 (同27) 年9月以降はシリアにおいてもISILに対する空爆を行っている³³。同年11月にパリ同時多発テロが発生すると、国内においては緊急事態法を適用し、国内治安要員としての軍人1万人を展開、軍の人員削減中止などを決定した。国外においては、シリアにおける対ISIL空爆を強化するとともに、空母「シャルル・ドゴール」を含む機動部隊を地中海に展開した。また、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き続き行っている。

アジア太平洋地域に海外領土を持つフランスは、国防白書において、同地域は世界的成長の主要なアクターであるが、同時に緊張度が高く紛争の多い地域であるとの認識を示している。15 (同27) 年10月にはプレゼンスを示すためにフロリアル級フリゲート「ヴァンデミエール」が寄港、海上自衛隊と親善訓練を行ったほか、多国間演習「南十字星」や「赤道」などに積極的に参加している^{34, 35}。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた³⁶。

11 (同23) 年に8年ぶりに策定された「国防政

化を進めている。

13 (同25) 年4月に5年ぶりに発表した「国防白書」は、フランスは国土に対する直接的かつ明白な通常戦力による軍事的脅威に直面していないが、国際テロ、サイバーによる脅威、組織犯罪、大量破壊兵器拡散などのグローバル化にともなう脅威の多様化が進んでいるとしている。また、前回に引き続き、①情報、②核抑止、③防護、④予防、⑤展開³¹を国家安全保障戦略の5本柱とし、これらの機能を組み合わせながら、今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとしている。対外関係に関しては、NATOの機能を、①加盟国の集団防衛の確保、②大西洋間の戦略的パートナーシップの重要な手段、③脅威や危機への対処時の軍事行動の共通枠組みと位置づける一方、EUについては、防衛・安全保障能力強化における自らの主導的役割を明記したうえで、CSDPを現実的に進展させるとしている。15 (同27) 年5月には、国防白書で示された国家安全保障戦略を具現化するための実施計画として、「2014-19年軍事計画法案」を更新した「2015-19年軍事計画法案」が

31 フランスは13 (平成25) 年4月に発表した「国防白書」において、①欧州周辺地域、②地中海地域、③アフリカの一部 (サヘル地域から赤道地域まで)、④湾岸地域及び⑤インド洋を優先地域と定め、その地域における単独又は多国籍での作戦能力を維持するとしている。アフリカのサヘル地域については、チャドの首都ンジャメナに司令部を置き、特に大規模な軍事作戦「バルカン作戦」を仏軍単独で展開している。

32 「国防白書」においては2万4,000人の人員削減が示され、これを踏まえた政府の方針では15 (平成27) 年から19 (同31) 年の間に2万5,800人の削減が予定されていた。しかし、15 (同27) 年1月に起こったシャルリー・エブド社に対するテロを経て、オランダ大統領は同月、国防会議を開催し、7,500人の削減中止を決定し、同年5月、①国内に軍人7,000人を長期展開、②2016~19年予算で総額38億ユーロ増額、③予備役の増員及び活動日数の増大などを主な内容とする「2015~19年軍事計画法案」を閣議決定した。

33 平成28年5月時点で、フランスは航空機17機、フリゲート1隻、人員1000人を動員している。

34 フランスの海洋安全保障戦略については、I部3章3節5項参照

35 ル・ドリアン国防相は、16 (同28) 年6月のシャングリラダイアログにおいて、「EU各国の海軍は、アジアの海域で、できる限り定期的かつ目に見える形でプレゼンスを確保するために協調できるのではないか。近々、欧州各国に詳細を提案するつもりだ。」と発言し、アジア太平洋地域の更なるコミットメントの姿勢を示している。

36 ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10 (平成22) 年までに25万人体制へと削減した。また、1994 (同6) 年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組みのもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務への連邦軍の派遣を徐々に拡大してきた。

策の指針」(VPR)では、従来の軍事手段によるドイツに対する直接的な脅威が発生する可能性は依然として低く、リスクと脅威は、破綻国家、国際テロリズム、自然災害、サイバー攻撃、大量破壊兵器の拡散などから生じるとした。そして、危機及び紛争の予防・封じ込めに積極的に参加する姿勢を示し、政府横断的な方策を講じるとともに、NATO及びEUの枠組みにおける軍の協力、標準化、相互運用性の推進が不可欠であるとしている。

11(同23)年4月に成立した改正軍事法では、徴兵制の運用停止や、総兵力の25万人から18万5,000人への削減が定められた一方、展開可能兵力を増やし、最大1万人の兵士を持続的に展開することができる体制を目標にしている。

14(同26)年中に策定が見込まれていた次期国防白書については、ウクライナ危機やISILの台頭、連邦軍の装備品調達にかかる再検討のため策定が遅れており、15(同27)年2月に策定に着手

したことが公表された。発表は16(同28)年夏が予定されている。

ドイツは従来、イラクにおいて、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、装備品や弾薬の提供、人道支援のための資金援助を行うほか、ドイツ国内においてクルド人兵士の訓練を行っていた。15(同27)年11月のパリ同時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作戦を実施中のフランス軍及び有志連合軍への後方支援計画を閣議決定し、偵察や空中給油などの後方支援任務に限定されるものの、対ISIL軍事作戦への関与を拡大した³⁷。

アジア太平洋地域については、国際政治において人口や経済の観点で中心的な役割を果たしている一方で、世界の貧困人口の3分の2が同地域に居住するなどの問題も抱えているとの認識を示している。同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、共同訓練などは行っていない。

³⁷ 16(平成28)年1月初頭～12月末までの12ヶ月間、①フリゲート「アウグスブルク」を派遣し、仏空母「シャルル・ドゴール」を護衛②トルネード戦闘機(最大6機)及び空中給油機をトルコのインジリク空軍基地に展開③偵察衛星による情報収集及び関係国への情報提供を行うために、シリアのISIL活動地域及びその上空並びに東地中海・ペルシャ湾・紅海に最大1,200人を展開することを閣議決定した。また、マリでの国連PKO(MINUSMA: United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali)要員やイラクでの訓練要員を拡大することでフランスの実質的負担軽減を図っている。